

厚生労働省 三重労働局発表
平成 27 年 11 月 27 日(金)
午前 8 時 30 分 解禁

厚生労働省三重労働局職業安定部
担 職業安定課長 内田 護
職業安定課長補佐 米澤 尚之
当 地方労働市場情報官 井谷 秀夫
電話 059-226-2305

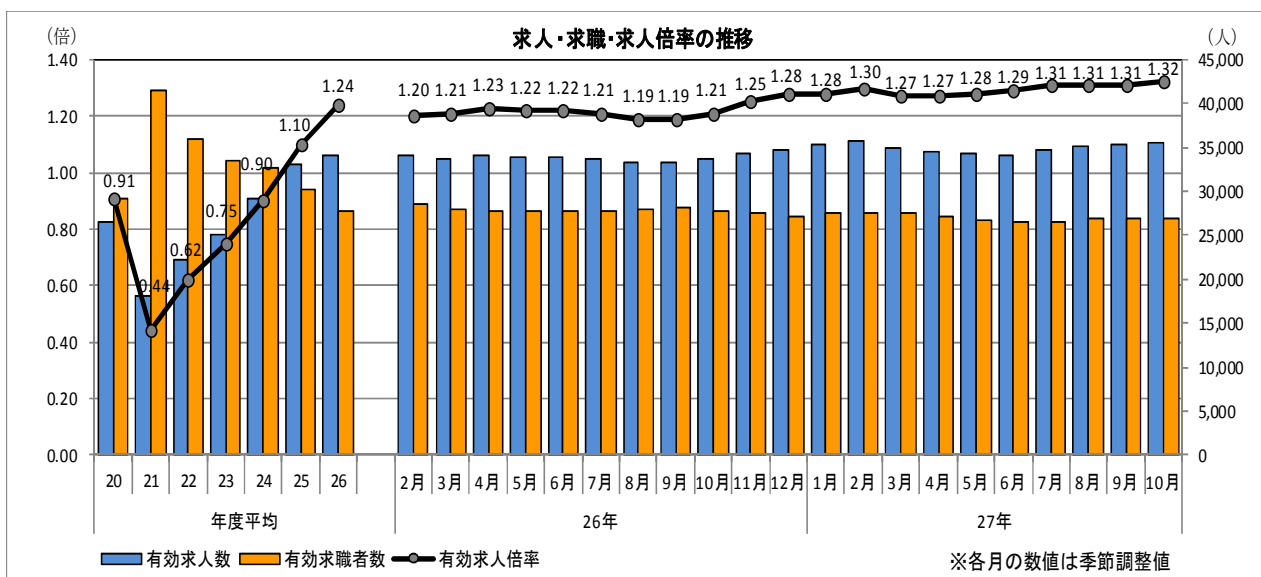
三重県的一般職業紹介状況

《平成 27 年 10 月内容》

- 有効求人倍率（季節調整値）は 1.32 倍で、前月を 0.01 ポイント上回る。
全国の有効求人倍率は 1.24 倍。三重の順位は全国第 13 位。
 - 新規求人倍率（季節調整値）は 1.84 倍で、前月を 0.02 ポイント上回る。
 - 県内の雇用情勢は、引き続き改善している。
- ※ 有効求人数（季節調整値）は 4 か月連続で増加し、有効求職者数（同）についても 2 か月ぶりの増加となった。有効求人倍率（季節調整値）は 1.32 倍と前月を 0.01 ポイント上回った。
- ※ 有効求人倍率（季節調整値）は 29 か月連続して 1 倍台で推移するなど、県内の雇用情勢は改善している。
- ※ 先行きについては企業における人手不足感を背景として、改善の動きが継続するものと思われる。

《概要》

- 有効求人数（季節調整値）は 35,460 人で前月に比べ 0.4%、155 人増加、有効求職者数（季節調整値）は 26,919 人で同 0.2%、60 人増加し、有効求人倍率は 1.32 倍と前月を 0.01 ポイント上回った。
- 新規求人数（季節調整値）は 12,782 人で前月に比べ 6.3%、752 人増加、新規求職者数（季節調整値）は 6,930 人で同 5.0%、327 人増加し、新規求人倍率は 1.84 倍となり、前月を 0.02 ポイント上回った。

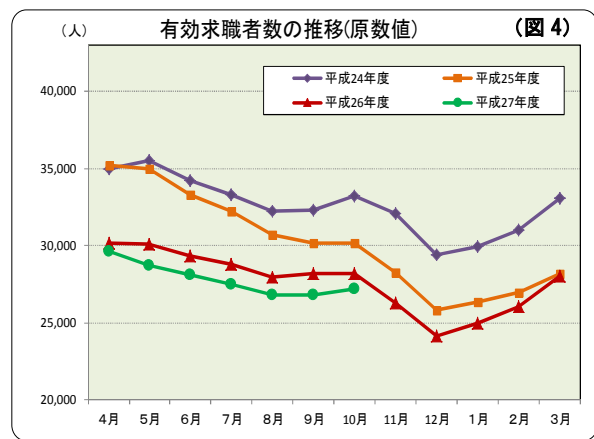
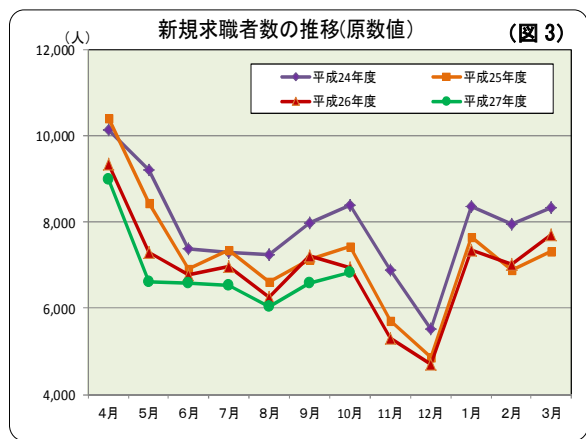
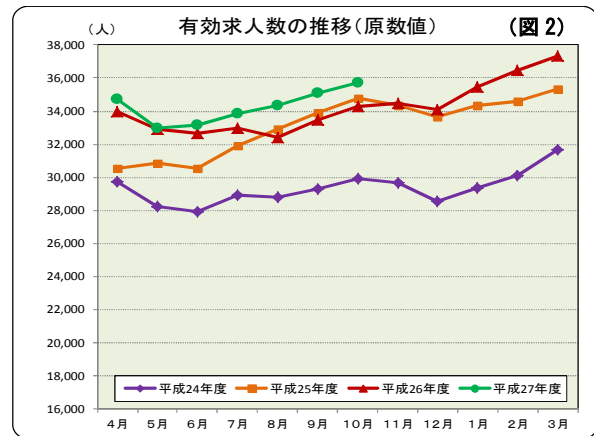
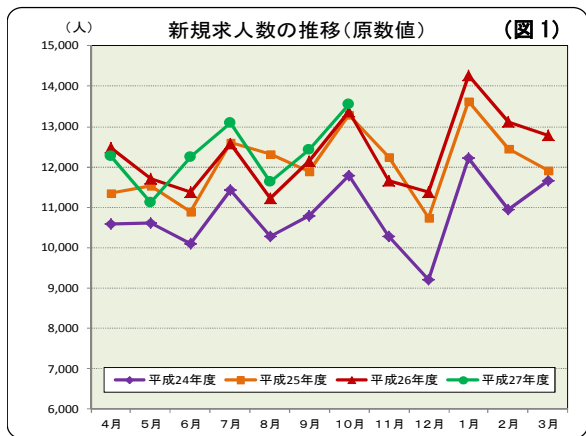


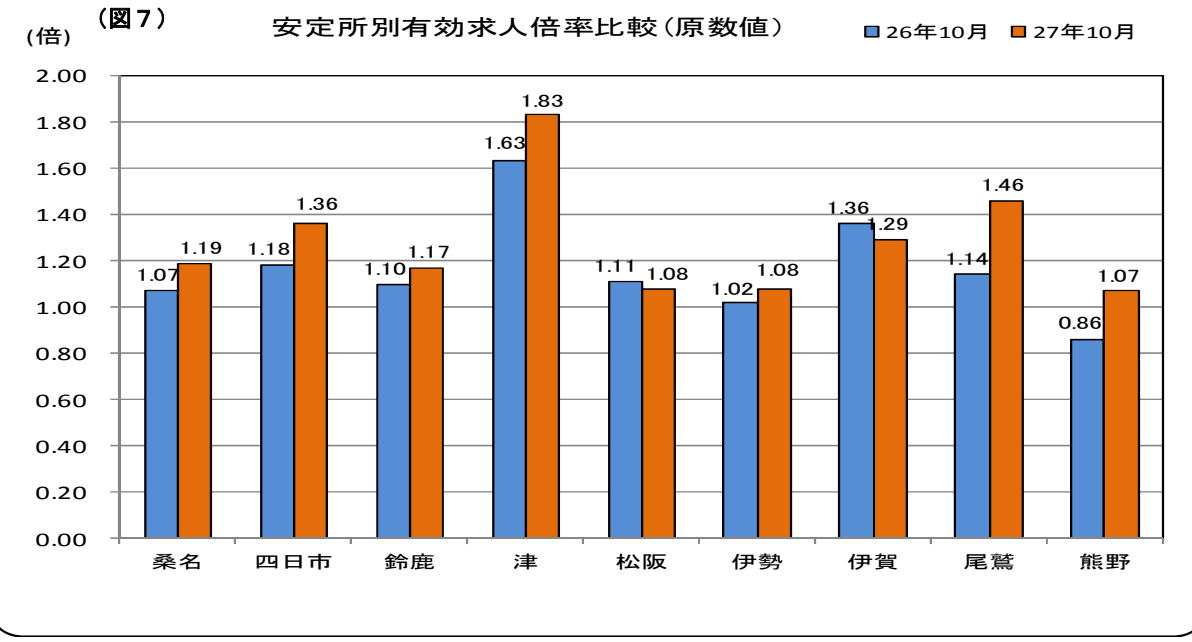
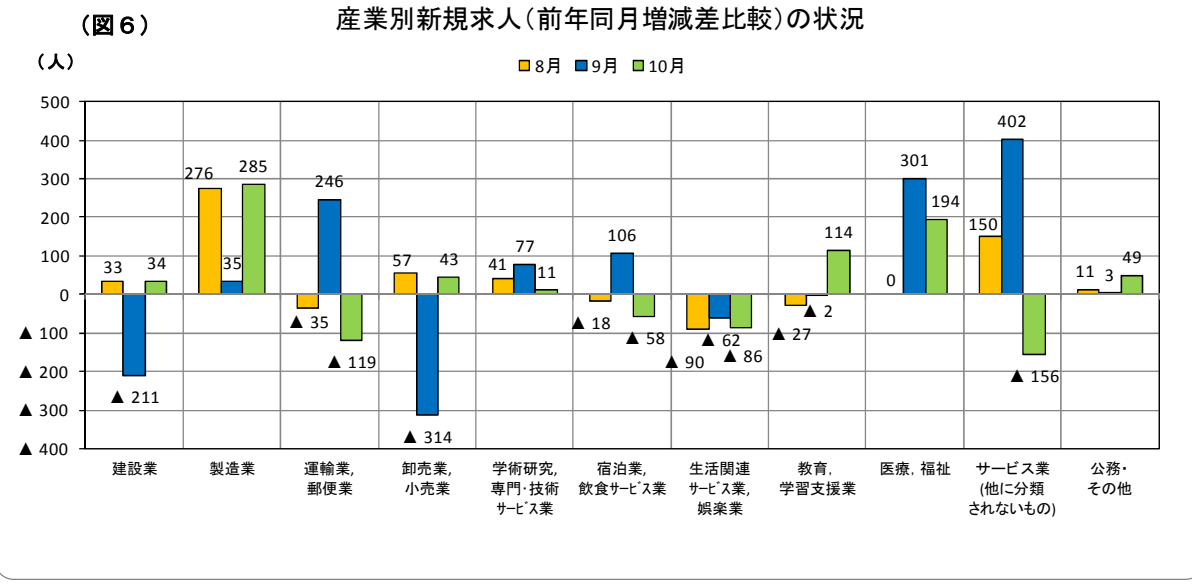
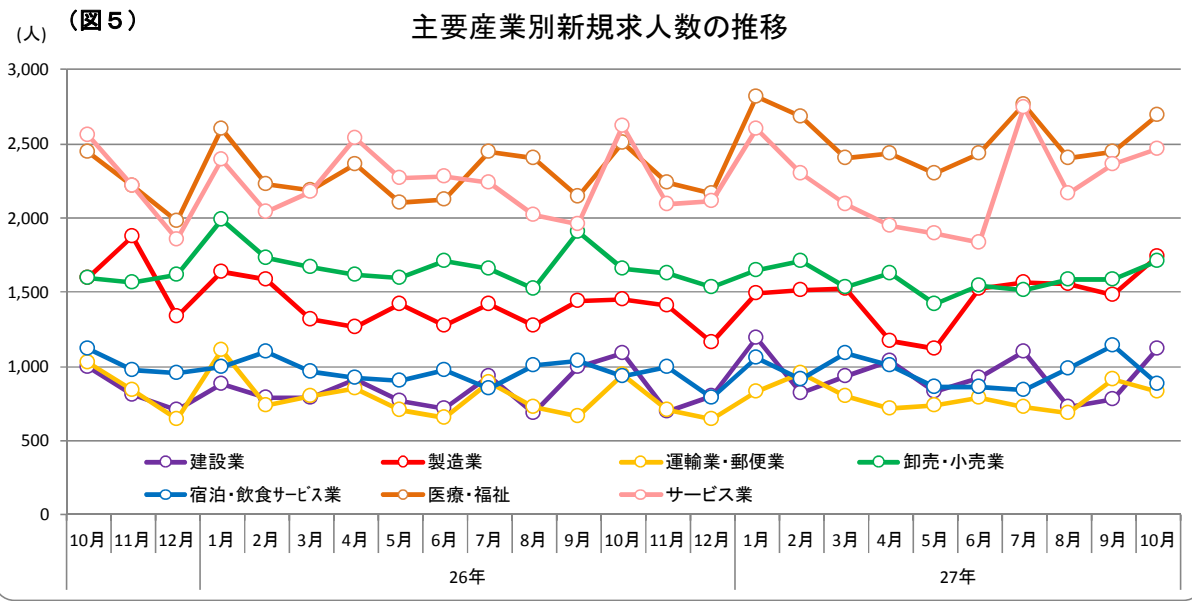
○ 正社員有効求人倍率（原数値）は 0.75 倍で、前年同月（0.68 倍）を 0.07 ポイント上回った。
正社員有効求人数が増加、有効求職者数が減少したが有効求人倍率は前年同月を上回った。
全国の正社員求人倍率(原数値)は 0.79 倍。

○ 新規求人数（原数値）は 13,542 人で、前年同月より 1.3%（173 人）増加し、5 か月連続の増加。
○ パートを除く一般の新規求人数は 7,540 人で、前年同月より 6.9%（559 人）減少し、2 か月ぶりの減少。
パートの新規求人数は 6,002 人で、前年同月より 13.9%（732 人）増加し、2 か月ぶりの増加。
○ 有効求人数（原数値）は 35,698 人で、前年同月より 4.2%（1,433 人）増加し、12 か月連続の増加。

○ 新規求職申込件数（原数値）は 6,843 件で、前年同月より 1.6%（111 人）減少し、7 か月連続の減少。
○ 有効求職者数（原数値）は 27,234 人で、前年同月より 3.5%（992 人）減少し、30 か月連続で減少。
○ 新規常用求職者 4,460 人（パートタイムを除く）の態様別状況（前年同月比）
「在職者」は 1,251 人(3.2%減)で 3 か月連続の減少。「無業者」は 341 人(7.3%減)で 7 か月連続の減少、「離職者」は 2,868 人(1.7%増)で 4 か月ぶりの増加。
離職者の内訳をみると「事業主都合離職者」は 883 人(16.2%増)で 4 か月ぶりの増加、「自己都合離職者」は 1,824 人(4.1%減)で 4 か月連続の減少、「定年退職者」は 100 人(1.0%増)で 5 か月連続の増加。

県内各安定所の有効求人倍率(原数値)は、津 1.83 倍、尾鷲 1.46 倍、四日市 1.36 倍、伊賀 1.29 倍、桑名 1.19 倍、鈴鹿 1.17 倍、松阪 1.08 倍、伊勢 1.08 倍、熊野 1.07 倍の順。
松阪所、伊賀所では前年同月を下回った。





(表1) 産業別新規求人の状況 (パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	27年10月	前年同月	前月	増減率	
				対前年	対前月
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	82	68	116	20.6	▲ 29.3
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	26	9	14	188.9	85.7
D 建 設 業	1,123	1,089	785	3.1	43.1
E 製 造 業	1,742	1,457	1,479	19.6	17.8
09 食 料 品	342	307	293	11.4	16.7
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	19	11	15	72.7	26.7
11 織 維 工 業	75	25	45	200.0	66.7
12 木 材 ・ 木 製 品	29	24	26	20.8	11.5
13 家 具 ・ 装 備 品	38	15	11	153.3	245.5
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	17	16	18	6.3	▲ 5.6
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	21	29	26	▲ 27.6	▲ 19.2
16 化 学 工 業	107	72	56	48.6	91.1
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	5	4	3	25.0	66.7
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	59	96	63	▲ 38.5	▲ 6.3
19 ゴ ム 製 品	52	23	83	126.1	▲ 37.3
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	40	63	35	▲ 36.5	14.3
22 鉄 鋼 業	34	31	29	9.7	17.2
23 非 鉄 金 属	41	19	31	115.8	32.3
24 金 属 製 品	189	141	90	34.0	110.0
25 は ん 用 機 械 器 具	72	76	99	▲ 5.3	▲ 27.3
26 生 産 用 機 械 器 具	65	85	98	▲ 23.5	▲ 33.7
27 業 務 用 機 械 器 具	56	45	21	24.4	166.7
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	70	48	63	45.8	11.1
29 電 気 機 械 器 具	114	126	110	▲ 9.5	3.6
30 情 報 通 信 機 械 器 具	40	14	7	185.7	471.4
31 輸 送 用 機 械 器 具	218	163	203	33.7	7.4
20,32 そ の 他 の 製 造 業	39	24	54	62.5	▲ 27.8
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	18	8	18	125.0	0.0
G 情 報 通 信 業	89	375	70	▲ 76.3	27.1
H 運 輸 業 , 郵 便 業	831	950	912	▲ 12.5	▲ 8.9
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,707	1,664	1,592	2.6	7.2
(50~55 卸 売 業)	340	279	285	21.9	19.3
(56~61 小 売 業)	1,367	1,385	1,307	▲ 1.3	4.6
J 金 融 業 , 保 険 業	109	126	87	▲ 13.5	25.3
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	123	197	154	▲ 37.6	▲ 20.1
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	216	205	288	5.4	▲ 25.0
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	882	940	1,142	▲ 6.2	▲ 22.8
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	681	767	537	▲ 11.2	26.8
O 教 育 , 学 習 支 援 業	217	103	174	110.7	24.7
P 医 療 , 福 祉	2,698	2,504	2,442	7.7	10.5
(83 医 療 業)	1,007	935	817	7.7	23.3
(85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業)	1,691	1,569	1,622	7.8	4.3
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	355	157	86	126.1	312.8
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	2,469	2,625	2,365	▲ 5.9	4.4
(91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業)	1,581	1,888	1,511	▲ 16.3	4.6
ST 公 務 ・ そ の 他	174	125	174	39.2	0.0
合 計	13,542	13,369	12,435	1.3	8.9

【参考】用語の説明

職業紹介関係

一般関係

① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般 常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用 雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節 臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
 - ・ 一般のパートタイム 常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。
 - ・ 常用的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
 - ・ 臨時的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労するもの。
- 正社員 パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員など呼称される正規労働者をいう。

② 求職・就職関係

- 前月から繰り越された有効求職者数 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以上にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。
- 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 雇用保険受給者 雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。

③ 求人・充足関係

- 前月から繰り越された有効求人数 前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- 新規求人数 期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結びついた件数をいう。

雇用保険関係

- 受給資格決定件数 受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 受給者実人員 基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

諸比率の算出方法

- 求人倍率
$$= \frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}}$$
- 就職率
$$= \frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \times 100$$
- 充足率
$$= \frac{\text{充足数}}{\text{月間有効（新規）求人数}} \times 100$$
- 雇用保険受給者の就職率
$$= \frac{\text{雇用保険受給者の就職件数}}{\text{雇用保険受給者実人員}} \times 100$$
- 中高年齢者の就職率
$$= \frac{\text{中高年齢者就職件数}}{\text{中高年齢月間有効求職者数}} \times 100$$

季節調整値

雇用や労働時間などが前月と比べて増えたか減ったかをみるとき、それが例年のパターンなのか経済実態を反映した傾向なのかを見分ける必要がある。

例えば、製造業の所定外労働時間は、休みが多い1月や5月に少なく、秋口から年末にかけて多いというパターンが例年みられる。

季節調整値とは、このような例年のパターンを取除いて、本当の傾向を見やすくした指標のことである。

その他

(1) 使用している略符号は以下のとおりです。

「—」 -----該当数字なし

「▲」 -----減少

(2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。